

午前10時1分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番 奥和田好吉君、9番 谷 外嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第5号 泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び日程第3、議案第6号 泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件に関し、委員長長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長堀口武視君。

厚生消防常任委員長（堀口武視君） おはようございます。議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから去る9月30日の本会議において厚生消防常任委員会に付託を受けました議案第5号、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び議案第6号、泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての2件に関し、一括して審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る10月2日、委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審査を行いました。

まず初めに、この貸付金のうち、時効未到来分に対する市としての対応について示せとの問いに、これについては、平成14年8月13日に16件について督促状等を送付しているが、今のところ1件も納入はされていないとのことでした。

次に、この貸付金のうち、時効到来分が納入された背景について示せとの問いに、これについては、市としてはこの貸付事業にかかわった関係諸

団体に対し、道義上の責任という観点から、3回の話し合いを持った中で時効到来分についても返還されたい旨の申し入れを強く行った結果、平成14年9月27日に9件、130万6,363円の納入があったとのことでした。また、時効到来分については、これ以外に3件、27万4,312円が納入されているとのことでした。

これに対し、時効到来分については今後も回収に努めるのか、また関係諸団体とはどこののか具体的に示せとの問いに、まず時効到来分については、一定の整理をした上で、相手方への通知の送付や関係諸団体にも協力をお願いした中で、今後とも回収に努力し、回収できない分については不納欠損処理をすることも視野に入れた中で府と協議していきたいとのことでした。また、関係諸団体とは、部落解放同盟鳴滝支部及び当時の泉南市同和事業促進協議会であるとのことでした。

これに関連して、時効到来分の回収方法については具体的な方策が示されていないが、制度的に回収する方策を確立すべきではないかとの問いに、これについては制度的な回収方法を確立することは非常に難しいと考えており、今後ともあらゆる手段をとって回収に努力していきたいとのことでした。

次に、この同和更生資金貸付事業に携わった関係者の行政責任については、いつの時点で行うのかとの問いに、これについては長い歴史がある中で、当時の事務担当者及び特別職を対象として、できれば11月の下旬ぐらいまでに責任問題の整理をしたいと考えているところであり、また市としては、この貸付金の回収については最大限の努力をしてきた中で一定の成果も出ており、今後とも回収事務に努力していきたいとのことでした。

以上で本2件に対する質疑を終結し、討論に入りました。

まず、行政としては貸付金の回収事務に一定の努力を行い、今後も時効到来分、未到来分を考えずに回収に努力したいという一定の方向性を示されたので、ここで結論を出すのではなく、もう少し行政の努力のぐあいを見たいと考えることと、あわせて今後の貸付金の回収の努力、行政責任の問題について明確にするという行政の見解が示さ

れている中で、11月ごろには一定の結論が出せるとの見解に期待を持って、継続審査に付すべきとの討論があり、以上の討論を勘案した中で、採決の結果、基金の回収について、時効到来分と時効未到来分の返還が今日までに一部償還されているが、本日以降、未償還分の回収について最大の行政努力を払うという理事者の見解もあり、委員会としては、今後の努力結果を見守るといふことと、あわせてこの事務に携わる行政側の今日までの管理責任、回収責任、結果責任について、近い将来に具体化するとの意思表示もなされているということを考えるとき、本2件については、今後の動向を見守っていくという意味で、お手元に配付いたしております閉会中の継続審査申出書のとおり、引き続き閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました議案第5号及び議案第6号に対する審査の経過並びに結果の報告といたします。議員各位におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。 大森君。

4番（大森和夫君） 議案第5号、第6号に対して、継続審議に賛成の立場から討論いたします。

同和更生資金貸付基金は府下最低の回収率で、5,000万円もの滞納をつくり出しました。この原因と責任はいまだに明らかにされておられません。集金は一部だけ行われ、平成10年以降は集金もされず、多くが時効になった理由は明らかにされておられません。市は担当部局を中心に回収作業を進めておりますが、多くの困難を抱えております。とりわけ時効未到来分の入金はいまだなく、時効到来分については、人推部長の解放同盟への働きかけ、健康福祉部長の個人的なつながりによって回収したものであります。

行革の名のもとに財政難を理由に市民に負担を強いる中、この問題の先送りや府に対し、ないものは返せないということではできません。この解決

抜きに市の進める行革ができないことは明らかであります。

市長、時効未到来分の入金がいまだにないという状況を見ても、決して先行きが明るい状況ではありません。市長みずからが責任を表明されているように、この解決の先頭に立ち、担当部局任せにせず、それにふさわしい解決をされる努力を引き続き行うことを期待し、継続審議の賛成討論といたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本2件に対する討論を終結いたします。

ただいまの本2件に対する委員長の報告は、いずれも閉会中の継続審査であります。なお、委員長から、本2件については会議規則第103条の規定により、お手元に御配付いたしております閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本2件については、委員長の報告及び申出書のとおり、いずれも閉会中の継続審査に付することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号及び議案第6号は、委員長の報告及び申出書のとおり、いずれも閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第4、請願第2号 グループホーム認可化を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長堀口武視君。

厚生消防常任委員長（堀口武視君） 請願第2号、グループホーム認可化を求める請願について、議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから去る10月1日の本会議において厚生消防常任委員会に付託を受けました請願第2号、グループホーム認可化を求める請願について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査報告書のとおりでございます。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る10月2日、委員及び関

係理事者の出席のもと開催し、慎重に審査を行いました。

初めに、本請願については、去る9月12日付をもって、デイセンターせんなん家族会及びデイセンターを育てる会でもって提出されたものであります。

その請願の趣旨については、知的障害者が自立して地域において生活できる地域づくりを目指し、知的障害者の自立及び社会復帰を促進することが求められているが、在宅の知的障害者が安定した生活を送るためには日常の生活支援が必要である。しかし、その支援を行ってきた家族が高齢化等の理由により、その支援は困難となってきた。このため、なれ親しんだ生活環境のもと、互いに力を合わせ、自立を目指して、地域社会や家族、または入居者同士の人間関係を保ち、支え合うグループホーム制度の本市におけるより一層の充実を求める旨の請願であります。

これを受けて、本常任委員会において本問題に対する市当局の考え方並びに今日までの経過等について質疑があり、そのうち、本年8月の臨時会において作業所1カ所についての予算計上を行っているが、その内容について示せとの問いに、これについてはいずみ野福祉会の砂川第2ホームに係るものであり、措置人数5人に対し、1人当たり月額13万2,360円を基準に9月からの実施を行っており、来年3月末までの7カ月分を乗じた分であるとのことでした。また、この補助金についての補助割合は、国及び府を合わせて5割の補助金交付があるとのことでした。

次に、現在市内にある施設数と各施設の入所者数を示せとの問いに、いずみ野福祉会系のグループホームが現在市内に4カ所あり、砂川奇勝第1ホームで4人、砂川奇勝第2ホームで同じく4人、砂川第1ホームで5人、そして今回補正を計上した砂川第2ホームの5人を含め、合計で18人とのことでした。

以上で本請願に対する質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致でもって採択されました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました請願第2号に対する審査の

経過並びに結果の報告といたします。議員各位におかれましては、よろしくようお願い申し上げます。議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件については、起立により採決いたします。本請願については、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、日程第5、請願第3号 泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長真砂 満君。

総務文教常任委員長（真砂 満君） おはようございます。議長より審査の報告の旨の指名を受けましたので、ただいまより過日の本会議において本常任委員会に付託を受けました請願第3号、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願について、本常任委員会における審査の概要とその結果について御報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております請願審査結果表のとおりでございますので、御参照いただきたいと思っております。つきましては、私の報告につきましては、質疑の報告の詳細については省略させていただき、主な論点及び討論、採決のみの御報告とさせていただきますので、その点御了承のほどお願いいたします。

それでは、これより審査の経過の概要について御報告を申し上げます。

本常任委員会は、去る10月2日、委員並びに係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。

まず、本請願については、去る9月13日付をもって泉南市立東幼稚園PTA並びにほか1名の連名でもって提出されたものであり、その請願趣旨については、本市教育委員会にあっては、幼稚園問題についての3項目を教育問題審議会に諮問し、その答申を受け、幼稚園教育振興計画検討委員会において幼稚園教育振興計画が策定され、その中において、幼稚園の統廃合に関し、当該幼稚園の保護者及び地域住民に対し事前に何ら説明されずに幼稚園統廃合を決定したことが遺憾であり、幼稚園教育振興計画案の即時撤回と新家地区及び信達地区における幼稚園の統廃合計画に反対するとの請願であります。

これを受けて、まず初めに本請願に対する理事者の考え方を求め、その中において教育委員会の見解として幼稚園教育振興計画案の取り扱い並びに一連の経過について示され、その内容は去る9月26日付で泉南市議会議長あて文書のとおりであり、去る9月8日から12日において、全市的にこの振興計画案について、保護者や市民の理解を得るとともに意見、要望を聞くため、地元説明会を開催したが、特に適正規模、適正配置について強い反対の意見や要望があり、またあわせて9月24日開催の所管の常任委員協議会においても同様であり、その中において教育委員会としては、当該振興計画案の策定、説明、審議に至る過程において不手際があったこととあわせて、十分な反省に立って泉南市幼稚園教育振興計画案を白紙に戻し、一から見直しをかけ、今後再度振興計画案をつくりたいということであるが、今回の審議会の答申については大事にしたいとのことでした。

また、振興計画案の取り扱いに係る周知については、9月27日に関係者に対し個別配布を行い、28日には新聞折り込みによる周知をし、おわびとともに説明と報告を行ったとのことでした。

考え方を聞くについて、この文章の中で不手際があったとなっているが、この不手際というのはどのような不手際が示されたいとの問いに、この答申を受けて検討委員会を立ち上げ、計画案を策定してきたが、その立ち上げからまとめに至るまでの経過、内容、関係機関への対応、またその進行管理などその検討組織のあり方などと事務的な

手続等についても、こういったところに不手際があったとのことでした。

次に、あくまでもその適正規模、適正配置が問題となっており、今回一たん白紙に戻したが、これから後、答申に基づき新たな振興計画をつくり直すのだと、統廃合計画はこれからも続けるととらざるを得ないが、その辺どのように請願者の願意にこたえられるのかとの問いに、請願については6,627名に及ぶ多数の署名が寄せられているということは十分認識しており、また請願の内容については、基本的には地元説明会において保護者や市民から寄せられた反対意見、要望とも同様のものであり、重要な提起であると受けとめ、今般白紙に戻すとの判断に至ったということであり、また審議会の答申については、当該審議会は法に基づく附属機関であり、この審議会に諮問し、受けた答申であるので、教育委員会としては十二分に尊重し、この答申は今後の市立幼稚園のあり方など3項目が示されており、その具体策については今後検討されていくべきものと考えているとのことでした。

さらに、具体的に市民から受けた請願に対して、将来の白紙に戻した上での幼稚園教育問題については、一番問題になっている2園を廃園にするかどうか、その考えを示せとの問いに、2園を廃止するか否かの点については白紙に戻したわけがあるので、現況としては従前どおりの幼稚園制度を継続していくというのが現時点での判断であり、将来的なことについては、どういう組織でどういう構成で議論を願うかということは、現段階では答えられないとのことで、白紙撤回に至った責任の重さは十分感じているとのことであり、振興計画策定に当たっては十分な分析、反省をし、地域説明会あるいは所管の委員会等の指摘等については十分に生かしていきたいとのことで、何らかの議論ができる場をとということになるが、その結論については現時点では明確にすることができないとのことでした。

また、新行政改革大綱に関連して、その中で事務事業の見直しや効率的な施設の設置と管理・運営等方向性が示され、教育施設についても効率化が求められているが、適正配置や園区の見直しが

主なる部分だと理解せざるを得ないが、幼稚園教育部分を一般事務事業の見直しや施設の管理・運営などの方向性と同じような位置づけで幼稚園の統廃合という形では、子供たちにしわ寄せを押しつけていくと思慮するが、教育と一般行政の行革の中身とは別扱いにしてはどうかとの問いに、教育委員会としては、当然昨今の厳しい市の財政状況の中で効果、効率の行政を進めなければならないとのことであり、教育費も現況では聖域ではないという認識に立っているとのことでした。

この請願の願意は基本的には大きく分けて4点であると思われるが、そのうち統廃合に関する対象幼稚園の保護者住民の意見を求めることをしなかったこと、非公開の中で統廃合の決定がなされたこと、幼稚園教育のあり方はどうあるべきかなどであるが、この点どう認識されているのかとの問いに、非公開の中で幼稚園統廃合問題が論議決定されたということについては、特にこの検討委員会あるいは教育問題審議会は特段に非公開ということではなく、公開の場で開催し、傍聴者もあり、公開という形で行ってきたが、広くPRをしてこなかったとのことでした。

また、幼稚園保護者及び地域住民の声を聞くべき方針が講じられなかったという点については、検討委員会では園の廃止、見直しということではなく、9園すべてについて検討を加え、その中から結論として検討委員会で具体名が出て、その時点では地元意見というのではなく、一定案ができた状態で地元説明に至ったものであり、日程的に確かにおくれたところがあったとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

この中で、請願の内容に関しては、小規模幼稚園の運営については本市の幼稚園教育の施策の1つとして今後も行って行くべきであり、また泉南市幼稚園教育振興計画案については、保護者、地域住民や議会の意見を十分に教育委員会が反映してこなかった経過の中では、本請願については採択されるべきとの討論があり、片や、泉南市幼稚園教育振興計画案が撤回された現在、信達東幼稚園、新家幼稚園の統廃合については別の問題ととらえ、今幼稚園の統廃合に反対することは、これからの本市の幼稚園教育を考えると1つの方

向づけをしてしまうという問題があるため、本請願については不採択すべきであるとの討論がありました。

かくして、採決の結果、賛成多数をもって本請願は採択することに決しました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託をされました請願第3号についての審査の概要並びに結果の報告といたします。議員各位におかれましては、委員会同様ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

井原君。

1番（井原正太郎君） ただいまの報告にもありましたように、大変長時間をかけて、また内容の濃い審査並びにいろんな論議が行われたようでありますけども、私は委員長に対して4点ほど質問をさせていただきたいと思います。

特に、長年といいますが、かなりの時間をかけて、そして特に振興計画検討委員会等で作られたものが、本委員会でいわゆる白紙撤回ということになったわけでありまして、今回の請願とひとつ比べたときに、白紙撤回がなされたならば、本請願そのものの意味がなくなるのではないかというふうな、いわゆる質疑なり委員さんからの問題提起がなかったのかどうかというのが1点であります。

それから、ただいまも委員長の報告にあったわけでありまして、この振興案に関しましては、行財政改革に絡むような非常に重要なことも中には併記されておりますし、計画に入っております。いわゆる適正規模、適正配置、行政事務をいかに簡素化していくかというふうなことも包含しておったわけでありまして、これを白紙撤回するということは、そういうものに対しても大きな影響があるというふうな意見なり質問がなかったのかどうか、これが2点目であります。

3点目でありますけども、ただいま答申に関する報告もあつたわけでありまして、本委員会で審議されたいわゆる白紙撤回と、そして今回の統廃合の問題の結論という部分が、どうもいわゆる答申にまで及ぶものと、このように私は理解

をするわけでありまして、この答申は委員長報告では今後とも生きていくんだ、このような話がありましたですけども、この委員会の中ではこの答申案にかかわるような、非常に影響を与えるような内容であるというふうな質疑がなかったのかどうか、これが3点目であります。

それから、今回の白紙撤回というふうなことで報告をいただいたんですけども、私はある意味違う角度から非常に気を使ったわけでありまして、この振興計画案検討委員会のメンバーを見たときに、泉南市でも非常に今まで活躍され、いろいろと御苦労いただいた教育委員会のメンバー、さらに各幼稚園の園長さんあるいは幼稚園の先生方、また学校の校長先生、それから学識経験者からでは大学教授、あるいはまた区長会の代表であったり、あるいはPTAの会長さんがそこに名前を連ねております。

これがいわゆる白紙撤回ということは、これらの方々に対して意見を求めるであるとか、あるいは大変重要な結論を出すんであるから先ほど教育委員会の名のもとに白紙撤回したというふうな報告がありましたが、この検討委員会の会長はたしか小学校の校長先生のようにありますね。そこら辺の意見をお聞きになったのかどうか。

非常に多くの質問になりましたけども、以上4点について御答弁をお願いします。

議長（角谷英男君） 真砂君。

総務文教常任委員長（真砂 満君） 井原議員の4点のお尋ねについてお答えをしていきたいと思っております。

まず、4点のうち1点、最後の件でありますけれども、これは本請願と直接関係ございませんので、お答えするのはいかがなものかなというふうに思うんですけども、請願は、冒頭にも言いましたように計画案の即時撤回と統廃合計画に反対する請願でありますから、その中身について審査をしたということありますから、教育委員会が白紙撤回をした、そういった検討委員のメンバーについて意見を求めたとか、そういうことはございません。その点ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと、1点目の今回の白紙撤回をしたことに

よって請願の目的がなくなったということでありまして。そういった議論がなかったのかどうかということでありまして、意見の表明の中ではそういったことも確かにごさいました。

ただ、請願の願意については、白紙撤回をしてもやはり適正規模、適正配置というのが答申にある以上、そういった可能性というのが残っているということであって、そういったことも含めての思い入れがあったというふうに理解をしております、そういったことも含めた議論だったということであろうと思っております。

それと、行革の関係ですよね。そういった中で議論がなかったのかというお尋ねであります、質疑の中ではそういった議論はございませんでした。今報告も申し上げましたように、討論の中で一部ありました。

それと、答申に対しての影響ですよね。その議論もありました。ですから、反対討論の中で今回の計画の白紙撤回については賛成であるが、今後未来永劫ということには反対であるという討論があったということ、それも先ほど報告させていただいたとおりであります。

ただ、委員全般としては、そのことも含めてどう判断をされたかということで採択をしたということありますから、今回のお尋ねの計画案が白紙撤回をされたことで可とした議員さんもおられるやろし、今後未来永劫 井原議員お尋ねの今後の答申までの影響も考えて賛成をした議員もおられるかというふうに思います。それはそれぞれの議員さんの判断でございますから、委員長としてどうだこうだということは申し上げられませんし、そういった判断については確認もいたしておりません。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で委員長の報告に対する質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

稲留君。

13番（稲留照雄君） この請願について、反対の討論をいたしたいというふうに思います。

私は、子供の将来というのは、短期間に決定づ

けるものではないというふうに思っております。実は子供は、小さいときからたくさんの人たちの中で遊び、そしてそれが友情をはぐくみ、あるいは協調し、そういうことがずっと続いてきて、小学校に行き、中学校に行き、一定の能力を持って義務教育を終えます。そして、意欲ある方々は高校に行き、大学に行き、そして社会のために役立つと考えて頑張っていくものであります。かわいい、かわいいだけではいけないのではないかというふうに考えております。

そういう意味で、この教育委員会の答申は非常によくできていると、現時点でよくできていると思いますし、これを守っていくと表明された教育委員会の意見に敬意を表したいというふうに思います。

ただ、このいきさつについて、教育委員会もみずから認めておりますように、いささか説明は足りませんし、拙速であったかなというふうに言っておられたことについて、それは当然のこととして、教育委員会が今後一生懸命に自分たちの意見を市民の皆さんにも、あるいは議会にも表明すべきだというふうに思います。

行革について、議員の皆さんから一般質問でもありましたように、非常にきつい要望があります。私は議員ですから、要求すべきは要求すべきだと思いますが、総論賛成、各論では反対というのはいかがなものかなというふうに思います。

非常にこれは地域性の高いものであります。そういう意味で議会がこの二つ、教育委員会が取りおろしたものを含めてこれを採択するということについて、大きな疑問があるように思います。

そして、これからの幼稚園行政、むしろ泉南市が今数年のうちに泉南市自身がなくなろうとしています。市町村合併ならそれが当然のことではありますが、かつて泉南市は多くの村あるいは町があって、それが合併して今の泉南市になったわけがあります。そういう意味では、行革を進めるといっても、必然としてこれは求められるべきだと思います。むしろ私は、この請願を採択することは、教育委員会が自分たちの誤りを認めて終わっているにもかかわらず、こういう出したということは、中国のことわざにある「水に落ちた犬は撃

て」というふうに、追い打ちをかけるようで非常に問題だと私は思っております。

そういう意味で、このお母さんたちあるいは地域の人たちの気持ちはわかったとしても、教育委員会がこれからも精いっぱい頑張るとは思います。ただ1つ言えることは、一部教育は行革から別問題だという意見もございます。考えてみれば、現状維持でも構わないということを議会が認めたことにはならないか。もっと言わせれば、教育委員会は、教育のもとにひょっとしたらむだかなと思うことも思い切って出したことによって、恐らく教育委員会の聖域がひょっとしたら守れるのかなとも思います。

今の時代に教育委員会がやるべき仕事は大変大きいですが、しかしこの請願がもたらす意味は極めて大きいと。我々も議会もこのことについてしっかり考えていかなければ、将来が非常に不安だということを申し上げて、採択に反対の討論といたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

堀口君。

15番（堀口武視君） 請願第3号、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願について、賛成の立場から討論をいたします。

今回示されました幼稚園統廃合計画案は、去る9月24日の総務文教常任委員会協議会において教育委員会が白紙撤回を表明されました。しかしながら、その根幹となる泉南市教育問題審議会の3項目を大事にするとした教育委員会の姿勢は、保護者や地域住民を無視して策定された振興計画案の事実上の継続であります。

行財政改革の大義名分のもとに、地域弱者の切り捨てや一部の人の思惑に便乗し、東幼稚園と新家幼稚園の廃園を前提にした振興計画案づくりを画策されたことは、検討委員会の会議録を精査しても明白であります。まさに市民不在、独断専行的な教育委員会の手法は、断じて許されることはできません。

真の行財政改革を進められるなら、小手先だけではなく、しかも一部の地域に犠牲を強いるようなやり方ではなく、泉南市の幼児教育がどうある

べきか、抜本的な対策を講じるべきであると考えます。

魅力あるまちづくりは、人づくりから始まる。次世代を担う幼児教育の重要性は、今さら論ずるまでもありません。理想の幼児教育は、保護者、教育委員会、地域住民の連携があつてこそ実現できるものであると思います。残念ながら今回惹起した問題は、教育委員会にその認識が欠落していたとしか考えられません。

連日子育てに多忙な中、本会議や委員会を傍聴に来られておる、小規模園にもかかわらず、ごく短期間に6,600余名の要望署名を集められた若いお母さん方の我が子と思う熱意に、私は感動すら覚えました。果たして教育委員会の皆さんは、教育者として、人の親として、このことをどのように受けとめられたのでしょうか。

今後は保護者や地域とコミュニケーションを密にし、地域、地域の特性を生かしながら個性ある心豊かなすばらしい子供をはぐくむための幼児教育を確立していただきたいことを願って、簡単ではございますが、賛成の討論といたします。

最後に、対象地域選出の議員の1人として、御理解と御支援をいただいた議員の皆様には感謝を申し上げますとともに、御賛同いただきますことをお願いいたしまして、終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

松本君。

11番（松本雪美君） 請願第3号、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願について、賛成の立場から討論をいたします。

泉南市教育問題審議会答申を受けて、市教育委員会はことしの6月に、議会や父母には全く知らせず一方的に泉南市幼稚園教育振興計画案を策定、この計画案の中で、適正規模、適正配置の名のもとに行革の一環として来年から新家幼稚園、東幼稚園を統廃合するために、来年はこの2園の園児募集をしないということを明らかにしていました。

市教育委員会は、7月23日に振興計画案を総務文教委員協議会に初めて報告しました。再度開かれた8月2日の総務文教委員協議会で、統廃合

計画は1年延期の約束をしました。そして、9月4日から12日まで市内9幼稚園で幼稚園教育振興計画案の説明会を実施する中、統廃合の対象になっている地域の保護者や市民からは、適正規模、適正配置の名で実施される統廃合に反対すると、怒りの声がたくさん寄せられました。9月13日には、17人が紹介議員になって東幼稚園と新家幼稚園のPTAから、6,627人の要望署名を添えて泉南市幼稚園教育振興計画案の即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願書が提出されました。

こうした一連の動きの中で、本会議開会の前日、9月24日の総務文教委員協議会で、教育長は15年に入園の園児の2年間の保育を担保すると言明しましたが、請願が必ず採択されることがわかった段階で、振興計画策定に当たり地元説明会を怠ったこと、議会との調整が不十分であったなど、不手際があったことに反省し、振興計画案を白紙に戻し、一から見直しをかけて振興計画をつくりたい、答申を大事にしたいとの決定を表明。

このように、教育委員会の決定は二転、三転し、議会や保護者、関係の地域住民の皆さんの意思を無視して無責任に進めてきた計画案の矛盾を露呈する結果となりました。

そして、9月定例会において、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願が提案され、10月2日、総務文教委員会に付託され、請願審査が行われました。

審議の中で市教育委員会は、厳しい財政状況の中で効率的に行政を進めていくためにも教育費も聖域にできないと強弁しました。適正規模の考え方として、複数学級でより質の高い幼稚園教育が展開されると、大規模園の方向を示しましたが、将来的に新家から幼稚園をなくしてしまう、一丘幼稚園の保育室が余っているから統廃合に利用するというひどい計画になってしまいました。

また、現状では中学校区1園で3歳児保育を始めるための幼稚園の施設のゆとりはありません。振興計画案では、健康で安全に過ごさせることができる豊かな施設の環境の確保と言いながら、老朽化した園舎の建てかえや改修の計画は一部だけで、文部科学省から求められている耐震強化の安

全な施設にする予算の獲得の見通しは全くありません。

このほど大阪府に提出をする財政健全化計画が示されましたが、14年、15年、16年の3年間に農業公園建設費は12億3,000万円もかける、むだな大型公共事業を優先するのに、幼稚園費は同じ3年間で2,700万円の改修費を充てているだけの状況です。

このように老朽化した幼稚園の施設整備の方針も示さず、行財政改革のもとに一番弱い幼児に犠牲を押しつけ、幼稚園の統廃合を強行しようとしたことは、許せるでしょうか。市長には、将来泉南市を背負って立つ子供たちを守り育てるためにも、請願者の願意にこたえて、この機会に統廃合の火種を残さず、税金の使い方を改め、泉南市の幼児教育を守る市政運営を進めることを強く求めるものであります。

最後になりましたが、新家幼稚園PTAから出された要望書には、地域社会との交流も盛んに行われ、小さい幼稚園だからこその保育、ゆとりと温かい触れ合いがあり、子供たちは地域と自然に育てられていると実感している。子供たちの、私たちの、地域の宝物の新家幼稚園を存続させることを要望します。東幼稚園PTAから出された要望書には、少人数ながら豊かな自然環境に恵まれた最高の教育環境で子供たちは育っている。地域と交流も盛んで、幼稚園は地域に溶け込んだ存在だ。地域と小学校、幼稚園とのつながりが深く、地域が子供を育てるのに最良のモデルケースとして、東幼稚園を存続させて東地区での幼児教育を振興させてくださいと要望されています。

今後泉南市政において、市理事者も教育委員会も市民の暮らしや福祉、教育を守りながら、真のむだを省く行財政改革に取り組み、二度と再び幼稚園の統廃合などを提案しなくてもいいようにされんことを強く要望し、泉南市幼稚園振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願に対して、賛成の討論といたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

竹田君。

2番（竹田光良君） 請願第3号、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反

対する請願に賛成の立場で討論いたします。

本請願は、請願要旨、請願理由に記載されていますとおり、泉南市幼稚園教育振興計画案策定において東幼稚園並びに新家幼稚園の廃園、統廃合が当該幼稚園の保護者及び地域住民に何ら説明がされずに、著しく不満と不安を増長させる結果となったことに対する請願であると理解いたします。

21世紀に入り、我が国並びに本市においても少子・高齢化社会の波が急激に押し寄せて来ております。また、経済面についても、長引く不況にあえぎ、当泉南市においても非常に厳しい財政状況となっており、このまま放置するならば、数年の後には赤字準用再建団体に転落のおそれがあります。

こういった社会情勢の中で、少子化傾向にある子供たちをどう守り抜いていくのか、どう育成していくのかは、今日さまざまな問題を抱える中であって、本市においても喫緊の課題であり、教育委員会への期待と21世紀型にふさわしい教育改革については、大いに期待を寄せるものであります。

今回の答申における幼稚園問題についても、早くから改革の声が上がり、教育委員会にあっては平成12年11月27日付で泉南市教育問題審議会に諮られ、12回にわたり慎重審議の結果、答申を得たものであります。その中身においては、今後の泉南市の幼稚園教育に対する重要な内容であり、今後何十年という歳月を見据えたものと理解しております。

しかし、その答申を受けて策定された泉南市幼稚園教育振興計画案では、東幼稚園並びに新家幼稚園の廃園、統廃合が、当初では平成15年度から実施の予定という、余りにも事前説明のない中の教育委員会の拙速さや、その後次々に変わる方向転換、またこの泉南市幼稚園教育振興計画案が白紙撤回にまで至るような報告がありました。

本請願は、この泉南市幼稚園教育振興計画案の即時撤回と事前説明もなしに早急に行われようとした東幼稚園並びに新家幼稚園の廃園、統廃合に反対するものであります。

私は、泉南市幼稚園教育振興計画案が教育委員

会みずからの手で白紙撤回された時点で、本請願の一定の成果、目的を得られたものと思っております。よって、1、これまでの経緯、経過にあって、特に総数6,627名という署名運動をされた保護者等による大きな運動、御努力に対して最大の敬意を表したい。2、今後開かれた教育委員会、地元地域に密着した教育委員会の構築をお願いするとともに、今回の件について反省されるところは反省し、大きな教訓としていただきたい。3、今後の泉南市の教育改革、なかんずく幼稚園の改革においては、21世紀型にふさわしい少子化、行財政面、環境等にさらに配慮し、徹底した議論の中から、だれもが納得し、期待するすばらしい泉南市幼稚園教育をお願いしたい等の理由により、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する本請願に賛成するものであります。皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） おはようございます。御指名をいただきましたので、市政研を代表いたしまして、請願第3号、泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願審査の委員長報告に対し、次の意見を付しまして賛成討論にかえたいと思います。

本請願は、6,627名の市民が反対署名を行い、本市教育の基本政策にかかわる幼児教育についての願意を提出されたのであります。

私たち市政研としては、当初から21世紀への教育の基本は、国家形成の上からも、また人間形成という視点からも、教育という価値観を共有するための本市自身の教育基本計画を策定し、市民合意形成を得ることを主張してきたのであります。

本市は今回幼稚園振興計画案として計画的な施設整備の指針を検討されてきたのでありますが、しかし施設計画をつくる上で、これまで存在しなかった教育についてのさまざまな視点に立脚した教育の理念や方針について、再検証の必要性が求められたところであり、特に幼稚園、小・中学校教育施設の適正配置、適正規模への施設配置は、だれのために行うのか、だれのために必要なかをきちっと整理すべきではありませんか。

そのためには、本市は総合的教育全般についての基本計画を立案する必要があります。

また、基本計画に当たっては、まず子供たちの姿や自己のよさ、学ぶことの価値、夢や希望に向かってチャレンジし続ける教育環境づくりが何よりも大切であります。また、学習実践の基礎としての学ぶ力は学校教育で、働く力は家庭教育で、遊ぶ力は地域教育で、学校、家庭、地域三位一体の教育計画を具体的に泉南市の政策として示すべきであります。

また、今回の問題点である少子化に伴う園児減少に基づく統廃合への合理性は、単に園児減少にこだわらず、また既存の施設に終始することなく、21世紀新時代に必要な施設をどのように追求していくか、幼児教育、学校教育面での環境重視の施設づくりに最善を尽くすべきではないでしょうか。

また、現行の園区、校区を抜本的に見直し、一定の試みとして校区の自由選択制を図るため、規制緩和を行い、子供たちが自由に選択し、学べる環境づくりにより一層配慮すべきではないでしょうか。

去る9月26日、角谷議長あてに提出をされました幼稚園計画振興案の白紙撤回の理由は、不手際とあります。何が不手際か、意味不明であります。本市教育の基本に係る最重要課題である幼稚園教育施設計画案は、市民の信頼を得ることなくみずからが廃案としたのであります。このことは、本市教育の歴史の1ページに大きな不信を残し、汚点を残したことにはなりませんか。今後は二度とこのような不信を招くことは許されません。

教育とは人を教え育てる原点であります。信頼されない問題点をいま一度謙虚に反省し、さらに再検証すべきでないでしょうか。また、審議会のあり方、検討委員会のあり方、さらに説明責任、行政責任を明確にし、新時代における学校・園での適正規模、適正配置とは何か、その原点にいま一度顧みて、市民の信頼と共感を得るために最善を尽くしていただきたいのであります。

以上、意見を付しまして市政研を代表しての賛成討論といたします。

議長（角谷英男君） 以上で本件に対する討論を

終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件については、起立により採決いたします。

本請願については、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって請願第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、日程第6、議員提出議案第19号 泉南市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して島原正嗣君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。島原正嗣君。

16番（島原正嗣君） それでは、御指名をいただきました泉南市議会会議規則の一部改正についての提案理由の説明を行います。

ただいま上程されました議員提出議案第19号、泉南市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを提案するに当たり、提出者を代表して、その提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

この会議規則の一部改正につきましては、去る平成14年3月30日付をもって地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日施行されたことに伴い、その中において地方自治法の改正に係るもののうち、議会に関するものとして新たに議員派遣制度の創設が地方自治法第100条第12項において法制化され、分権時代に対応し、より地方議会を活性化していくために、限られた会期中の議会活動や閉会中の委員会活動に加え、議会として議員を派遣し調査研究等の活動を活発に行う必要から、議員派遣制度が法制化されました。

そのために本市議会におきましても議員派遣制度を充実整備する必要から、法の規定により会議規則にその議員派遣に関する手続条項の規定をする必要から、本会議規則の一部改正を提案するものであります。

その主な内容につきましては、新たに会議規則に議員派遣制度を明文化するものであり、本規則

中に第7章「議員派遣」の新たな章を設け、地方自治法第100条第12項の規定を根拠法令とした議員派遣制度の規定とその派遣に関する手続規定を設けようとするものであります。

この一部改正の具体的な内容といたしまして、会議規則第161条において、議員派遣をしようとするときには議会の議決によるものとし、また、ただし書きとして、例えば災害等が発生し、必要に応じ議員を派遣をしようとするときに、会議において議員派遣の議決ができないことも想定をされますので、緊急を要する場合及び閉会中については、議長において議員派遣を決定することができるものとし、第2項において、その派遣の具体的な内容を明確にするものとし、本市における議員派遣の制度化を明文化するものであります。

議員各位におかれましては、その点よろしくお願いをいたします。また、この改正についての詳細につきましては、お手元の参考資料のとおりでございますので、よろしく御参照をお願い申し上げます。

なお、会議規則につきましては、御承知のとおり法第120条を根拠規定として、議会運営の公正と効率性を確保するために議会内部の細部の規律を示したものであり、かつ議会の議決により定められる規則となっており、一般的な規則とは異なりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、本会議規則の一部改正の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと

認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第19号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議員提出議案第20号 泉南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して南 良徳君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。南 良徳君。

14番（南 良徳君） ただいま上程されました議員提出議案第20号、泉南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを提案するに当たり、提出者を代表して、その提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、平成14年3月30日付をもって地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、その中において地方自治法の一部改正に係るもののうち議会に関するものとして、本条例の根拠規定に関する部分において、新たに議員派遣制度の創設が法第100条第12項に法制化されたことにより、従前の当該条例の根拠規定であった項目が順次1項繰り下げられたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことにより提案するものであります。

なお、その具体的な内容については、本条例の根拠規定とする第1条中、「法第100条第12項及び第13項」を法改正により「法第100条第13項及び14項」に改めようとするものであります。

なお、この条例の一部改正につきましては、本条例の根拠規定のみの改正であり、政務調査費の交付に関する諸規定に関しては何ら変わるものではありませんので、議員各位におかれましては、その点よろしく御理解をお願いいたします。また、改正の詳細につきましては別添の参考資料のとおりでございますので、御参照のほどあわせてお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、本条例の一部改正の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議員提出議案第21号 道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して南 良徳君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。南 良徳君。

14番（南 良徳君） ただいま上程されました議員提出議案第21号、道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書について、案文を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書（案）

21世紀を迎え、我が国は、少子化・高齢化が進展し、投資余力の制約が強まる一方でデフレからの脱却や経済構造の改革、さらには都市の再生など、様々な課題に直面している。

このような厳しい社会経済の中、活力ある地域づくりや都市づくりを推進するとともに地球規模での環境問題に対処し、豊かな国土を造り上げ次世代に引き継ぐためには、国民共通の資産である社会資本の整備を計画的かつ着実にしていくことが重要であり、道路こそその中核的役割を担うものである。

また、道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望しているところであり、国民が真に必要とする社会資本として、道路整備の重要性は一層高まっている。

特に本市においては、将来像である「水・緑・

夢あふれる生活創造都市・泉南」を目指し、都市の骨格としての道路網の整備を促進するとともに、通過交通や地域内交通など性格に応じた適切な分離と体系的な道路整備を図る途上にある。

そのため、これらの施設を支援し、その機能を充分発揮するための道路整備はもとより本市域を縦断する国道26号の充実整備並びに防災、環境、快適性を兼ね備え、障害者・高齢者が自由に移動できるバリアフリーに配慮した道路整備が急務となっている。

よって、政府は道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路整備に関する新たな長期計画を策定するとともに、所要の財源の確保や都市部への重点配分などにより、都市の再生、地域の活性化、個性のあるまちづくりなどの施策を一層推進すること。
2. 高速自動車国道は、国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。
3. 都市再生や活力ある地域づくりを推進するため、環状道路の整備や踏切道の改良などの渋滞対策等の推進、地域間の連携促進を図る道路整備を一層促進すること。
4. 沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問題に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。
5. 高度道路交通システム（ITS）を積極的に推進するとともに、バリアフリー、交通安全対策、防災対策等安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進すること。
6. 地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年10月4日

泉南市議会

議員各位におかれましては、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 北出君。

12番（北出寧啓君） この意見書は賛同できる部分とできない部分と網羅的に書かれてあるんで、その辺が非常に気になりまして、ちょっと文意的に1点お示し願いたいんですけど、最初の項で地球規模での環境問題に対処し、云々かんぬんのために道路こそ中核的役割を担うものであるというふうな文構造なんですけども、ちょっと素朴にわかりにくいんです。地球規模での環境問題に対処するために道路整備をするということの願意をちょっと御説明いただきたいと思います。

それと、下記の1点から6点までにおおむね賛同できるんですけども、2の高速自動車国道というのは、今の小泉政権の中で抜本的な改革もなされようとしておりますし、その辺がちょっとこの文意だけでは不明なんで、その点の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

以上2点です。

議長（角谷英男君） 南君。

14番（南 良徳君） ただいま北出議員の方からの質問でございまして、もう少しこの地球規模での環境問題に対処しということとこの道路の整備について、どういった関連があるのかというふうな御質問であったように思います。

この前の行から活力ある地域づくりが云々ということで、この辺をつなげていただいたらわかるんじゃないかなと思うんですが、部分的にこれだけをとらまえてどういったことだと言われても、これはやはり文としてはずっとつながってるものですから、その辺での御判断をお願いしたいと思います。

それから、2点目の高速道云々ということで、もう少し具体的にということでございます。

ただいま高速につきましては国の方でもいろいろ議論がございまして、いろいろ整備計画については今後公団の民営化等、見直される、そういった時代であろうと思います。

ただ、全国的に言いまして、やはりまだまだ高速道の必要なところもございましょうし、いろいろ整備計画ではたしか、000キロあるいは現在七千数百キロというような状況であろうと思いますが、今後その辺は高速道につきましては国の議論ということで、我々が余りこの部分について

とやかくというふうには私は思っていないと、こう
いうことでございます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 一応南議員の御意見から
言うと、2の問題は今小泉内閣の改革の枠組みに
同意していくということで、おおむねそういう主
張なんだということで理解させていただきます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。 討
論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に
対し御異議がありますので、本件については起立
により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よ
って議員提出議案第21号は、原案のとおり可決
されました。

次に、日程第9、議員提出議案第22号 住
民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の中止を
求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から
提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫
君。

4番（大森和夫君） 議員提出議案第22号、住
民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の中止を
求める意見書について、案文の朗読をもって提案
にかえます。

住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）
の中止を求める意見書（案）

「個人情報が漏れるのでは」との不安の中、住
民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の第一次
稼動が始まり1ヶ月が経過したが、稼動以来、多
くの自治体でトラブルやミスが続発している。

自治体の不安も広がっており、現在、5自治体

が住基ネットに参加せず、39にも及ぶ自治体が
住基ネットの施行延期を要望している。

住基ネットは、プライバシー侵害の危険性が指
摘されており、1999年の法案審議の際には、
当時の小渕首相が「個人情報保護に関する法整備
を含めたシステムを整えることが前提」と答弁し
ていた。

先の国会で政府が提出した関係法案は、行政機
関が目的外に使用することには罰則がなく、言論
を規制する重大な内容になっていたため、世論の
反対によって成立しなかった。

住基ネットは来年8月から本格稼動し、6情報
を記録した「住民基本台帳カード」を希望者に配
布することとなっており、個人情報の漏えいと不
当に使用される恐れが指摘されている。

よって政府は、多くの国民、自治体の不安の
声を直視し、直ちに住基ネットの稼動を中止する
よう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

平成14年10月4日

泉南市議会

議員各位におかれましては、賛同の方をよろし
くお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に
対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと
認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第22号を採決いたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に
対し御異議がありますので、本件については起立
により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よ
って議員提出議案第22号は、否決されました。

次に、日程第10、議員提出議案第23号 医療費負担増の中止と診療報酬の再改定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して前田千代子君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。前田千代子君。

5番（前田千代子君） 議員提出議案第23号、医療費負担増の中止と診療報酬の再改定を求める意見書について朗読いたします。

医療費負担増の中止と診療報酬 の再改定を求める意見書（案）

先の国会で健康保険法が改悪されたことにより、今年10月から高齢者の患者負担限度額も引き上げられようとしている。また来年からは健保本人の三割負担と、サラリーマンが毎月払う保険料の値上げも、盛り込まれボーナスからも月給と同じ割合で保険料を徴収する「総報酬制」が導入されようとしている。

今日医療保険を危機的な状況にいたらしめたものは、第一に、国が医療保険制度への国費支出割合を大きく削減してきたことであり、また第二には、新薬の価格が異常に高く、その使用比率も異常に高いという薬剤費押し上げの構造であって、医療改革とは、まさに、ここにこそメスが入られるべきである。

よって本市議会は政府に対し、下記の事項を強く要請する。

記

1. 健保本人などの3割負担、保険料の引き上げをもたらず健康保険法改悪の実施を中止すること。
2. 本年4月に改定された診療報酬の再改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年10月4日

泉南市議会

議員各位の皆様におかれましては、御賛同よろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

井原君。

1番（井原正太郎君） 議員提出議案第23号に反対の立場から討論いたします。

本意見書では、健康保険法が改悪されたと決めつけた上で、高齢者の患者負担限度額も引き上げられようとしている。そして、来年から健保本人の3割負担について、その中止を求めておりますけれども、現在の医療保険制度における負担割合は、国保が3割、健康保険は本人と家族入院が2割、家族外来が3割とばらばらになっております。

今回の改正は、健康保険本人等の患者負担を国民健康保険と同じ3割とすることにより、各制度を通じて給付率の統一を図り、公平でわかりやすい制度体系とするものであります。将来における一元化を含む制度改革の基盤整備の観点から重要であります。

また、3割負担とすることにより、現下の窮迫した健康保険財政の改善がされます。仮に3割負担実施をしない場合、政府管掌健康保険の保険料のさらなる大幅な引き上げが必要となり、中小企業の事業主や従業員に3,100億円もの保険料の追加負担が必要になってまいります。

また、本年4月に改定されました診療報酬の再改定を行うこととありますが、高齢化に伴う医療費の増加等により医療保険財政は、先ほども触れましたが大変厳しい状況となっております。患者、加入者、医療機関といった関係者がひとしく痛みを分かち合っていくことが避けられない状況にあります。このためサラリーマンや高齢者の方々において保険料や患者負担という形で相応の負担をするほか、今回の改正で診療報酬本体で史上初めてマイナス改定を行うなど、医療機関にも痛みを分かち合っていただく内容となっております。

以上のように、この14年度には政管保険、健保には手持ちの資金がなくなり、医療費が支払えなくなると見込まれております。世界に誇れるこの国民皆保険制度を守り、安心の基盤である医療保険を子や孫の世代まで受け継いでいくために、今改革を断行することが私たちの選択でなければいけないと思うわけであります。

以上のようなことから、本意見書に対しては反

対をするものであります。皆さんよろしく願い
いたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第23号を採決いたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よっ
て議員提出議案第23号は、原案のとおり可とす
ることに決しました。

次に、日程第11、議員提出議案第24号 尾
崎保健所（支所）の存続と機能の強化を求める意
見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から
提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美
君。

11番（松本雪美君） 議員提出議案第24号、
尾崎保健所（支所）の存続と機能の強化を求める
意見書について、案文を朗読して提案にかえさせ
ていただきます。

尾崎保健所（支所）の存続と
機能の強化を求める意見書（案）

今日、「公衆衛生」をめぐる状況は、毒グモ、
O-157、食中毒、感染症、雪印食中毒事件、
狂牛病などが立て続けに起こり、又、乳幼児虐待
事件が頻繁に新聞紙上を賑わしている。

更に、小学校児童殺傷事件では、触法精神障害
者への法制定問題が検討され、加えて、難病、生
活習慣病対策や健康づくりなど、生活の安全とこ
ころとからだの健康問題に対する対策の強化は、
まさに「まったなし。」と言えます。

ところが、いま大阪府として平成16年度から
尾崎保健所（支所）を廃止するとの方向を打ち出
しており、これでは対策が強化されるどころか市
民へのサービス低下が生じ、障害児を抱える保護
者の方々もこのことへの大きな危惧を表明されて
いる。

これまで長きにわたり市民の身近にあって、地
域公衆衛生の第一線の総合機関として保健所が市
民の生活の安全と健康を守るために果してきた役

割は極めて大きいものがあり、今日においてもま
すますその存在は重要性をもってきている。

よって、本市議会としては、尾崎保健所（支所）
の存続と機能の強化を図られるよう、強く大阪府
に対して要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

平成14年10月4日

泉南市議会

議員各位の皆様には、賛成のほどよろしくお願
いを申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に
対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと
認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第24号を採決いたしま
す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対
し御異議がありますので、本件については起立
により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決
することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よっ
て議員提出議案第24号は、否決されました。

次に、日程第12、議員提出議案第25号
「有事法制3法」案を撤回することを求める意見
書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から
提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦
君。

18番（成田政彦君） 「有事法制3法」案を撤
回することを求める意見書、案文を読んで提案に
かえたいと思います。

「有事法制3法」案を撤回する
ことを求める意見書（案）

先の国会に上程され、継続審議となった「武力
攻撃事態対処法案」、「自衛隊法改正法案」、

「安全保障会議設置法改正法案」は、我が国が他国と戦争をしないと定めた憲法に違反することが、審議の中で明らかになってきた。

1999年に「周辺事態法」が成立し、アジアでアメリカが軍事介入したとき、自衛隊が軍事支援を行うとなっていたが、「武力攻撃事態対処法案」は、武力攻撃の「発生」「おそれ」「予測」の3つのケースを「武力攻撃事態」とし、こうした事態を終結させるために、自衛隊は武力行使できるとしており、このことは、アメリカが引き起こす戦争に、日本が参戦することになる。

また、武力攻撃事態が「発動」された場合には、国民を総動員するため、地方自治体やすべての国民に戦争協力が義務付けられ、NHKなど指定公共機関や医療、運輸、建築、土木などの関係者も協力・動員を求められる。

さらに、有事の際、国民は国からの命令で家屋や土地、物資の提供を求められ、協力しない場合は、犯罪者として罰せられるなど、国民の人権と生命、財産、地方自治体への侵害はあまりにも明らかである。

小泉内閣は、先の国会で、会期を延長してまで成立を図ったが、慎重審議を求める声や、「再び戦争する国にするな。」の反対運動の盛り上がりの前に、成立を断念せざるを得なかった。

よって、「非核平和都市宣言」をしている泉南市として、過去の大戦の貴重な教訓をもとに、政府が、憲法の平和主義を遵守し、積極的な平和外交により、世界平和に貢献すべきであると考え、こうした点から、有事法制3法案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年10月4日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

井原君。

1番（井原正太郎君） 議員提出議案第25号、

「有事法制3法」案を撤回することを求める意見書につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

本意見書にありましては、武力攻撃事態対処法は武力攻撃の発生、おそれ、予測を武力攻撃事態とし、こうした事態を終結させるために自衛隊は武力行使できると決め、アメリカが引き起こす戦争に日本が参戦することになるとありますが、私は曲解も甚だしいと思うわけであります。重大な事実誤認があると言わざるを得ません。

自衛隊の武力行使は、現行自衛隊法88条で定められておりますが、それについて政府見解は何ら変わっておりません。専守防衛に関する政府見解は、武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の対応も自衛のための必要最小限度にとどめるとなっております。

また、自衛権発動としての武力行使は、我が国への急迫、不正の侵害があること、それとこれを排除するために他の適当な手段がないこと、それと必要最小限度の実力行使にとどまるべきことが自衛権発動の要件に関する政府見解であり、今日にもそのまま堅持されております。したがって、本意見書で言っておられる武力攻撃事態等において武力攻撃や先制攻撃を行うことはあり得ないということであります。武力攻撃の予測事態において行えるのは、防衛出動待機命令、いわゆる禁足令や予備自衛官の召集、防御施設の構築であります。武力行使は国会の承認、あるいは緊急の場合は事後承認が必要な防衛出動命令があって初めて可能となるわけであります。

したがって、有事法案はあくまで我が国が外敵から攻撃を受けた場合、予測やおそれを含む事態の対応策をあらかじめ決めておこうというものであります。その法案を憲法違反といって反対するということは、我が国が外敵に攻められても自衛隊はこれに反撃してはならない、自衛隊は国民、生命、財産を守るために戦ってはならないと言っているようなものであります。つまり、攻められても正当防衛の戦いもしてはならないと言っていることと同じであります。

こうした無責任な主張は、自衛隊の存在自体を憲法違反といって否定しておられる共産党やそれ

に同調する人たちの立場からいえば当然かもしれませんが、外敵の攻撃があった場合、自衛隊は外敵から国民を守ってくれるものと思っている国民からすれば、たまったものではありません。これこそ国民に対する重大な裏切りということになります。

幾ら憲法違反と叫んでも、現に自衛隊が存在し、かつ世論調査を見ても多くの国民が自衛隊の合憲性やその存在意義を認めている我が国において、いわゆる有事の際の自衛隊の行動をノンルールにさせないためにも、また適切、効果的に国民を守ってもらうためにも、そのルールをつくっておくのは政治の国民に対する当然の責任であります。それを不要として反対することは、国民に対する責任の放棄といっても過言ではないと思うわけがあります。

以上のような点から本意見書には反対するものであります。皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第25号は、否決されました。

次に、日程第13、議員提出議案第26号 同和行政を終結する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

19番（和気 豊君） 議員提出議案第26号、同和行政を終結する決議について、案文を朗読し、提案にかえさしていただきます。

同和行政を終結する決議（案）

施行以来28年間にわたる特別措置の法体制は、1997年3月末の「地域改善財特法」の廃止により終止符をうたれた。

そして、残務処理の5年間の経過措置も本年3

月末で期限切れになっている。

ここ数年、高知県をはじめ、各市町村では同和行政の終結が宣言され、「終結」、「終結に向けての転換」は、いまや時代の流れとなっている。

総務省地域改善対策室も、「特別対策の法令上の根拠がなくなる」、「同和地区を取り巻く状況は、これまでの膨大な事業実施により大きく変化した」、「差別解消に、特別対策は必ずしも有効であると言えない」、「同和地区・同和関係者を対象に限定した施策は、人口移動の激しい今日の状況では実務上困難」などの理由から「特別対策を終了して一般対策に移行する」との方針を、昨年1月以降全国都道府県企画担当課長会議を通じて周知・徹底を図っている。

「部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に実施しなければならない」という見解は、部落問題の解決は行政措置によって達成できるとする「同和行政万能論」や、その責任は行政にあるとする、「行政無限責任論」にたつもので、部落問題解決に逆行するものである。

行政上の特別対策で、住居・居住環境の改善、生活の安定向上のための条件整備が図られても、それを生かす同和地区住民の主体的な力量なしには部落問題の解決はあり得ない。現在、同和地区の生活実態に見られる「格差」は、部落差別に起因するものではない。

本市においても同和対策特別措置として実施している住宅家賃や保育料減免などの措置を廃止し、一般対策として可能な限りその水準の引き上げを進めるべきである。尚、同和対策特別措置の廃止にともなう残務処理にあたっては、「同和更生資金貸付基金」に象徴されるように、条例通りに運用されていないずさんな公金の過去の取り扱いを反省し、その厳正な処理にあたるべきことは言うまでもない。

よって、行政自らが主体性を確立し、不公平な同和行政の是正を図り、地方自治法第10条に基づき「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ことから、勇気と英断をもって同和対策を終了すべきである。

以上、決議する。

平成14年10月4日

泉南市議会

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと

認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議員提出議案第26号は、否決されました。

先ほど可決されました意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成14年第3回泉南市議定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時47分 閉会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長

角谷英男

大阪府泉南市議会議員

奥和田好吉

大阪府泉南市議会議員

谷外嗣